

解説等

命令要件一覧

命令条文 (命令の主体)	命令要件		名あて人	命令違反に対する 罰則	
第3条第1項 屋外の火災予防措置命令 (消防長・消防署長・消防吏員)	屋外において	火災の予防に危険であると認める	行為	行為者	30万円以下の罰金・拘留 (第44条第1号) 両罰：本条の罰金 (第45条第3号)
		消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める	物件	所有者、管理者、占有者で権原を有する者	
第4条第1項 資料提出命令報告徴収 (消防長・消防署長)	火災予防のために必要があるとき		関係者	30万円以下の罰金・拘留(第44条第2号)	

**解説等**

命令条文 (命令の主体)	命令要件			名あて人	命令違反に対する 罰則
第5条第1項 防火対象物に対する措置命令 (改修・移転・除去等) (消防長・消防署長)	防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について	火災の予防に危険であると認める場合	(a)	権原を有する関係者 (特に緊急の必要があると認める場合には、関係者及び工事の請負人又は現場管理者)	2年以下の懲役・ 200万円以下の罰金(第39条の3の2第1項)  両罰: 1億円以下の罰金(第45条第1号)
		消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合	(b)		
		火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	(c)		
		その他火災の予防上必要があると認める場合			
第5条の2第1項 防火対象物に対する措置命令 (使用禁止・停止・制限等) (消防長・消防署長)	第1号	第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず	措置が履行されず  措置が履行されても十分でなく	引き続き (a)・ (b)・ (c)である場合	3年以下の懲役・ 300万円以下の罰金(第39条の2の2第1項)  両罰: 1億円以下の罰金(第45条第1号)
		5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合	履行期限が付されている場合は、当該期限までに完了する見込みがなく		

**解説等**

命令条文 (命令の主体)	命令要件			名あて人	命令違反に対する 罰則
第5条の3第1項 防火対象物に対する措置命令 (消防長・消防署長・消防吏員)	防火対象物において	火災の予防に危険であると認める	行為	行為者	1年以下の懲役・ 100万円以下の罰金(第41条第1項第1号) 両罰：本条の罰金(第45条第3号)
消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める		物件	物件の所有者、管理者、占有者で権原を有する者(特に緊急の必要があると認める場合においては、当該物件の所有者、管理者、占有者又は当該防火対象物の関係者)		
第8条第3項 防火管理者選任命令 (消防長・消防署長)	①防火管理者を選任すべき防火対象物であること。 ②防火管理者が定められていないこと。			防火対象物の管理について権原を有する者	6月以下の懲役・50万円以下の罰金(第42条第1項第1号) 両罰：本条の罰金(第45条第3号)
第8条第4項 防火管理業務適正執行命令 (消防長・消防署長)	①防火管理者を選任すべき防火対象物であること。 ②防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務(法第8条第1項の業務)が、法令の規定又は消防計画に従って行われていないこと。			防火対象物の管理について権原を有する者	1年以下の懲役・ 100万円以下の罰金(第41条第1項第2号) 両罰：本条の罰金(第45条第3号)
第8条の2第5項 統括防火管理者選任命令 (消防長・消防署長)	①統括防火管理者を選任すべき防火対象物であること。 ②統括防火管理者が定められていないこと。			防火対象物の管理について権原を有する者	なし
第8条の2第6項 統括防火管理業務適正執行命令 (消防長・消防署長)	①統括防火管理者を選任すべき防火対象物であること。 ②統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務(法第8条の2第1項の業務)が、法令の規定又は全体についての消防計画に従って行われていないこと。			防火対象物の管理について権原を有する者	なし
第8条の2の2第4項 防火対象物点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令 (消防長・消防署長)	①防火対象物点検報告義務対象物であること。 ②防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められていないにもかかわらず、第8条の2の2第2項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされていること。			防火対象物の関係者で権原を有する者	30万円以下の罰金・拘留(第44条第17号)

**解説等**

命令条文 (命令の主体)	命令要件	名あて人	命令違反に対する 罰則
第8条の2の3第8項 において準用する第8 条の2の2第4項  防火対象物点検の特例 認定の表示に係る虚偽 表示除去・消印命令 (消防長・消防署長)	①防火対象物点検報告義務対象物であること。 ②防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされていること。	防火対象物の関係者 で権原を有する者	30万円以下の罰 金・拘留 (第44条第17号)
第8条の2の5第3 項  自衛消防組織設置命令 (消防長・消防署長)	①自衛消防組織を置くべき防火対象物であること。 ②前①の自衛消防組織が置かれていないこと。	防火対象物の管理 について権原を有 する者	なし
第17条の4第1項又は 第2項  消防用設備等又は特殊 消防用設備等の設置維 持命令 (消防長・消防署長)	①学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものであること。 ②前①の防火対象物の関係者が、政令第3節の設置及び維持の技術上の基準若しくは法第17条第2項に基づく条例で定める技術上の基準又は第17条第3項に規定する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画に従って、消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置し、又は維持していないこと。	防火対象物の関係者 で権原を有する者	・設置命令違反1年 以下の懲役・100 万円以下の罰金 (第41条第1 項第5号) 両 罰：3,000万円 以下の罰金(第 45条第2号) ・維持命令違反30 万円以下の罰金 ・拘留 (第44条第12号) 両罰：本条の罰金 (第45条第3 号)

**解説等**

命令条文 (命令の主体)	命令要件	名あて人	命令違反に対する 罰則
第 36 条第 1 項において準用する第 8 条第 3 項  防災管理者選任命令 (消防長・消防署長)	①防災管理者を選任すべき建築物その他の工作物であること。 ②防災管理者が定められていないこと。	防災管理対象物の管理について権原を有する者	6 月以下の懲役・50 万円以下の罰金 (第 42 条第 1 項第 1 号) 両罰：本条の罰金 (第 45 条第 3 号)
第 36 条第 1 項において準用する第 8 条第 4 項  防災管理業務適正執行命令 (消防長・消防署長)	①防災管理者を選任すべき建築物その他の工作物であること。 ②防災管理者の行うべき防災管理上必要な業務 (第 36 条において準用する第 8 条第 1 項の業務) が、法令の規定又は防災管理に係る消防計画に従って行われていないこと。	防災管理対象物の管理について権原を有する者	1 年以下の懲役・100 万円以下の罰金 (第 41 条第 1 項第 2 号) 両罰：本条の罰金 (第 45 条第 3 号)
第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 第 5 項  統括防災管理者選任命令 (消防長・消防署長)	①統括防災管理者を選任すべき建築物その他の工作物であること。 ②統括防災管理者が定められていないこと。	防災管理対象物の管理について権原を有する者	なし
第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 第 6 項  統括防災管理業務適正執行命令 (消防長・消防署長)	①統括防災管理者を選任すべき建築物その他の工作物であること。 ②防災管理者の行うべき防災管理上必要な業務 (第 36 条において準用する第 8 条の 2 第 1 項の業務) が、法令の規定又は防災管理に係る全体についての消防計画に従って行われていないこと。	防災管理対象物の管理について権原を有する者	なし
第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項  防災管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令 (消防長・消防署長)	①防災管理点検報告義務対象物であること。 ②防災管理点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められていないにもかかわらず、第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 2 項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされていること。	防災管理対象物の関係者で権原を有する者	30 万円以下の罰金・拘留 (第 44 条第 17 号)

**解説等**

命令条文 (命令の主体)	命令要件	名あて人	命令違反に対する 罰則
<p>第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 3 第 8 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項</p> <p>防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令 (消防長・消防署長)</p>	<p>①防災管理点検報告義務対象物であること。 ②防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 3 第 7 項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されていること。</p>	<p>防災管理対象物の関係者で権原を有する者</p>	<p>30 万円以下の罰金・拘留 (第 44 条第 17 号)</p>
<p>第 36 条第 5 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項</p> <p>防火対象物点検及び防災管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令 (消防長・消防署長)</p>	<p>①防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であること。 ②防火対象物点検及び防災管理点検のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにもかかわらず、第 36 条第 3 項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されていること。</p>	<p>防火対象物 (防災管理対象物) の関係者で権原を有する者</p>	<p>30 万円以下の罰金・拘留 (第 44 条第 17 号)</p>
<p>第 36 条第 5 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項</p> <p>防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令 (消防長・消防署長)</p>	<p>①防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であること。 ②防火対象物点検の特例認定又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにもかかわらず、第 36 条第 4 項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されていること。</p>	<p>防火対象物 (防災管理対象物) の関係者で権原を有する者</p>	<p>30 万円以下の罰金・拘留 (第 44 条第 17 号)</p>